

幼児教育の無償化について

幼児教育の無償化にともない納付金については、下記の通りとなります。

幼児教育の無償化は国が制度設計を行い、各市町村が実施主体となっています。入園が決まりましたら、園を通して各市町村に申請して、認定を受ける必要があります。

【 納 付 金 】

《入園時》

無償化対象 入 園 金 30,000円 ・入園初年度に限り、入園料を月額に換算し無償化

注1. 途中入退園の場合は、全額無償化となりませんので、ご注意ください。

無償化対象外 施設設備一時金 10,000円 ・入園手続きの際に納めて下さい。

《毎 月》

無償化対象 保 育 料 27,200円

給食費 4,000円を除く、23,200円が無償化となります。

注2. 月途中の入退園の場合、全額無償化となりませんので、ご注意ください。

無償化対象外 施 設 設 備 費 4,500円

給 食 費 4,000円

毎月5日に口座より引き落としされます。

※施設設備費・給食費は年額を12ヵ月で割るため、8月(夏休み)も納めて下さい。

・納付金は月途中の入退園の場合でも月額で納めていただきます。市町村の無償化制度では途中入退園の場合、保育料は日割り計算されますので、不足分は保護者負担となります。(注2)ご了承下さい。

【 預かり保育料 】

保育の必要性の認定を受けた園児が対象です。利用料の一部が無償化(減免)になります。

利用料 月額 14,000円 (8月は 20,000円)

日額 1,000円 (休園日 1,400円)

毎月5日に口座引き落とし又は現金徴収

○無償化の方法は園から領収書を発行しますので、各市町村へ持参して、利用料を請求して下さい。限度額の範囲内で直接払い戻しがあります。支給額はその月に幼稚園に支払った額とその月利用した日×450円を比較して、低い方の金額が支給されます。但し、月額上限額は11,300円

他市町村への転居や就業・退職等、家庭環境に変化のあった場合は必ず申し出て下さい。